

富士市公式 Instagram 運用規約

(規約の目的)

第1条 本規約は、富士市公式 Instagram アカウントにおいて、市民等が作成した Instagram 投稿（以下「対象投稿」という。）を、リポスト及び共同投稿等の方法により紹介する運用（以下「本運用」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本運用の目的)

第2条 本運用は、市民目線による地域の魅力発信を促進し、富士市の認知度向上及びシビックプライドの醸成等を図ることを目的とする。

(対象投稿)

第3条 本運用の対象となる投稿は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 富士市に関連する風景、文化、イベント、食、暮らし、人、観光等を題材とした投稿。
- (2) 写真、動画、文章等について、投稿者が必要な権利を有し、又は必要な許諾を得ている投稿。
- (3) 公開アカウントによる投稿。

(選定の基準)

第4条 市は、次の各号に掲げる観点を踏まえ、対象投稿の中から紹介する投稿を選定する。

- (1) 富士市の魅力発信につながるもの。
- (2) 多くの人に親しみや興味を持ってもらえるもの。
- (3) 特定の政治、宗教又は思想活動を目的としていないもの。
- (4) 主として営利目的でないもの。
- (5) 法令違反又はそのおそれがないもの。
- (6) 市民目線による魅力発信として、完成度及び発信力に優れているもの。

(7) 公序良俗に反する発信その他不適切な発信を行っていないアカウントによる投稿であること。

(8) その他、市が認めるもの。

2 前項の基準に該当する場合であっても、市は、リポスト及び共同投稿を行うことを保証するものではない。なお、共同投稿については公共性があるものとする。

3 リポストの対象は、「#ふじぐらむ」を付したものとする。なお、富士市公式 Instagram アカウント「@fuji_city_official」をメンションしたものを優先して取り上げる。

(紹介の対象外となる内容)

第5条 次の各号のいずれかに該当するものは、本運用による紹介の対象外とする。

(1) 誹謗中傷を含むもの。

(2) 差別的表現を含むもの。

(3) わいせつ又は暴力的表現を含むもの。

(4) 危険行為を助長するもの。

(5) 著作権、肖像権その他第三者の権利を侵害するもの。

(6) 本人の同意なく個人情報に掲載されているもの。

(7) 特定の商品、サービス又は事業者等の営利的な宣伝を主目的とするもの。

(8) 法令、公序良俗に反するもの。

(9) その他、市が不適切と判断するもの。

(権利関係)

第6条 本投稿に関する権利関係は以下の通りとする。

(1) 投稿に使用される写真、動画、文章等の著作権は、原則として投稿者に帰属する。

(2) 投稿者は、市が広報目的の範囲内で当該投稿を転載、紹介等することを無償で許諾するものとする。

(3) 投稿者は、第三者の権利侵害等に関する問題が生じた場合、自らの責任において対応するものとする。

(紹介の取り消し)

第7条 市は、投稿後であっても、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、投稿を取り消すことができる。

- (1) 本規約に違反していることが判明した場合。
- (2) その他、市が必要と判断した場合。

(免責事項)

第8条 市は、投稿に関連して生じた損害等について、一切の責任を負わないものとする。